

当院は「無料低額診療事業施設」です

* 「無料低額診療事業施設」とは…

社会福祉法第2条第3項

「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」と定められています。

* 目的は…

地域・地域住民の保健・医療・福祉に貢献するために幅広くサービスを提供することを目的とし、診療に関わる費用の負担が困難であり且つ他の公的制度による援助に該当しないものについて、その費用等の一部または全額を免除することを目的とします。

* 対象者は…

経済的その他事情により診療費の支払い等が困難な方を対象とします。

* 算定は…

当院の規程に基づき、医療ソーシャルワーカーが相談に応じ、経済状況の確認を行った上で算定します。

ただし、必要に応じて収入を証明するものを提示して頂きますので、予めご了承下さい。

<問合せ先>

済生会湘南平塚病院 地域連携室

医療ソーシャルワーカー 若林・中戸川・浜田

電話：0463-71-6161(代)



社会福祉法人 SAISEIKAI SHONAN HIRATSUKA HOSPITAL
恩賜財団 **済生会湘南平塚病院**